

「表紙共 19 枚」

令和 5 年 6 月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年7月13日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 河津裕治
2番 松原忠雄	12番 川津清則
3番 横田秀喜	13番 財津満寿光
4番 江藤義幸	14番 中島浩司
5番 左原三枝子	15番 美野英俊
6番 綾垣和子	16番 伊藤明美
7番 森 克男	17番 原田文利
8番 飯田 隆	18番 財津政美
9番 湯浅正徳	19番 高瀬義徳
10番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 太郎良悠希

6 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

7 その他

(1) 農業委員任命式・全員協議会・臨時総会

日 時 7月20日(木) 午前11時30分～

農地利用最適化推進委員委嘱式

日 時 7月20日(木) 午前15時～

(2) 7月現地調査

日 時 7月25日(火) 午前9時～
※ 調査委員のみ

(3) 7月調査委員会

日 時 7月28日(金) 午前9時～
※ 会長、副会長、調査委員

(4) 7月定例総会

日 時 8月8日(火) 午後2時～
会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

7月18日(火) 常設審議委員会(大分市) ※会長

(6) その他

- ・「6月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「6月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>皆様こんにちは。 定刻になりましたので、進行させていただきたいと思います。 それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は、農業委員の欠席はございません。 推進委員は、日田・五和地区 高倉等委員、高瀬地区 三笠成一委員、大鶴地区 佐谷野利幸委員、西大山地 区、河津昭二郎委員から、欠席連絡が入りましたので、御報告いたします。 次に総会の成立でございますけども、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条 の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することを御報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りさせていただきましても、議事進行上、発言される場合は挙手をして議 長が指名した後に発言されるようお願いいたします。 携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願い いたします。 それでは本日の総会を議事日程に従いまして、進めさせていただきます。会議規則第8条により、会長が会議 の議長務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。今期最後の定例総会でございます。最後でございますので、慎重な御審議をいた だきたいと思っておりますが、大雨により水害に遭われた方がおられますので、心よりお見舞いを申し上げたいと 思います。それで着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思います。 それでは会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませ んか。 (はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは今回の議事録署名委員は、4番 江藤義幸委員、14番 中島浩司委員のお二方をお願いしたいと思います。 それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい、今回議案の訂正がございました。 議案の第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、でございます。 議案書の29ページになります。この案件につきまして、議案発送後の7月5日付けにて、申請者より取下げの申請がありましたことから、今回削除ということにいたしますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、8番 飯田隆委員、12番 川津清則委員、15番 美野英俊委員の3名の方でございます。調査委員長は、15番の美野英俊委員でございます。 美野委員、お願いいたします。 それでは美野委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (美野英俊)</p>	<p>(美野委員挨拶)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では、早速議案の審議に入りたいと思います。 第1号議案、1ページでございます。農地法第3条の規定による許可申請の件、11件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局
(太郎良悠希)

はい、議案1ページ、議案第1号、農地法第3条についてです。

今月は11件申請がありました。

番号32、大字小野〇と〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積が合計で、923㎡です。

譲渡人は、大分市の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。遠方に居住しており、管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。譲受人については、住所が議案書のとおり福岡県春日市になっておりますが、空き家バンク制度を利用して、近くに拠点を持っております。農地についても、令和4年12月8日付けて、別段面積の適用指定がなされ、令和5年1月10日付けて、3条許可を受けております。この3条許可を受けた農地についても野菜や果樹を育てていることが確認出来ております。場所の御説明です。小野小学校から、もう少し北側に進んだ、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。申請地が赤く囲んでいる2筆、南側に黄色で囲んでおります。まず四角い方ですね、これが拠点にしております空き家バンクを利用して譲り受けた拠点の家です。その横に、先ほど申し上げた3条許可を1月に受けた農地がございます。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。このようになっております。この奥の方に川がありますので、今回の大雨で被害を受けてないか、どのようになっているかというところを、午前中に確認してきましたが、この農地については、農地として利用出来るだろうということで、確認が出来ております。

続いて33番です。大字三和〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,060㎡です。

譲渡人は日田市財津町の〇さんで、譲受人は日田市財津町の〇さんです。高齢のため、譲り渡したい、譲り受けて、新規に就農したい、とのことでの申請です。場所が、財津町公民館が近いですかね。そこから北側の赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。隣接したところに、譲受人の方の住宅がございます。字図で見ると、このようになっておまして、現況は、このようになっております。これまで数年間、自宅の裏になる今回の申請地が荒れて困っていたため、このたび譲り受けて柚子などを植えながら管理していきたい、という御意向でございます。

続いてページが変わりまして34番です。大山町西大山〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が306㎡です。

譲渡人は日田市大山町の〇さんで、譲受人は日田市大山町の〇さんです。管理が出来ないので譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。近くには大山小・中学校がございます。赤く丸をしていると

ころが申請地です。航空写真で見ると、このようになっております。この隣接しているところが、譲受人の方の住宅ですので、家の前の畑を譲り受ける、というような申請になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。現地調査の際も、写真のとおり畑として管理をされておりました。

続いて35番です。大山町西大山〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が157㎡です。

譲渡人は日田市大山町の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模を拡大したい、とのことでの申請です。まず場所ですが、中川原の交差点から、前津江方面に進んだ製材所があるところ、その辺りの赤く丸をしているところでは、航空写真を見ると、このようになっております。赤く囲んでいるところが、今回の申請地です。譲受人の方は、すぐ隣の、こちら、今指しているところ、ここの部分の筆も、畑ですが持っておりますし、この今回の申請地に行こうと思えば、ここの〇さんの持っている土地を通っていく以外には、その他の別の人の土地を乗り越えていかないと行けないような位置にございます。また、画面でもお示ししているように、譲受人の方の御家族が、ここで民泊を営んでおられたりする関係で、ここを拠点として、畑の部分も管理をしていきたい、ということで伺っております。字図で見ると、このようになっております。こちらが現況の写真です。このまま振り返ると、こういった様子になっておりました、細長い形の土地ということになっております。

続いて36番です。天瀬町合田〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が398㎡です。

譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所が、下ノ釣公民館の道を挟んだ向かい側にある赤く丸をしているところでは、航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

続いて37番です。天瀬町出口〇と〇で、地目は台帳・現況それぞれ田と畑、面積が合計で2,113㎡です。

譲渡人は熊本県の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。場所が、五馬中学校の西側、赤く丸をしているところでは、航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちら、まず〇の方の現況です。綺麗に田んぼとして使っておられました。もうひとつの〇です。こちらは一面、栗が植わっております。写真で見ると、少し草が伸びているかなあとかいうのも感じるかもしれないんですけども、ここに電柵など

も、この畑を囲む形でありましたので、農地として管理していくのは窺えましたので、問題ないと思っております。

ページが変わりまして38番です。大字東有田〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が3,953㎡です。

譲渡人は、福岡県の〇さんで、譲受人は日田市南友田町の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて新規に就農したいということでの申請です。場所が、一番近くにありますが有限会社小山牧場さんです。そのほか、南側には東有田中学校などございます。須ノ原の一角といったところがございます。航空写真で見るとこのようになっております。先に御説明しておきますと、今お示ししている道に近い側の、このあたりには山椒などを植えるということです。で、こちら側、道から離れている方は、柚子などを植えるということです。その中間部分、ちょうどクビレしているところ、この辺りは畑として使うということで伺っております。字図で見るとこのようになっております。矢印の角度から撮った写真です。このようになっております。反対側から見たのが、こういった風に、現地はなっております。

続いて39番です。天瀬町五馬市〇と〇で、地目は台帳・現況それぞれ田と畑、面積が合計で1,358㎡です。

譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。近くには、いつま小学校がございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。手前の水田として使っているところが〇で、奥が〇です。〇は、このように特に作付等はされておりませんが、畑として言うには問題ない土地でしたので3条許可は問題無いもの、と考えております。

続いて40番です。天瀬町五馬市〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が314㎡です。

譲渡人は鳥取県の〇さんで、譲受人は日田市高瀬本町の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、隣接する宅地などとともに買い受け、新規に就農したい、とのことでの申請です。場所は、近くには玉来神社がありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。写真が陰になっていたりして判り難いんですけども、赤が今回の申請地です。一緒に買い受ける宅地がすぐ隣接しているところ、そのほかは山林や別の地目のものがございます。これらを一遍に買い受けるということです。字図がこちらです。こちらが現況の写真です。ちょうど、この写真を撮っている背中側のところに宅地があるとい

うようなものになっておりまして、ここを拠点にしつつ、ニンニクなどを育てていく、ということで伺っております。

続いて番号が41です。天瀬町桜竹〇ほか3筆の計4筆で、地目は台帳、現況、それぞれ田もしくは畑、面積は合計で1,518㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は東京都の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、県外から移住するため、住居と農地を購入し、新規に就農したい、とのことでの申請です。場所は、天瀬振興局が画面右上にありまして、そこからずっと上っていった赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。この道の画面右側の2筆、〇と〇、こちらは栗林として、今なっております。道の左側の2筆は、果樹が植わっていたり、まだ何も植わってなかったり、というような状況でございました。こちらが字図で、まず、栗林の方の現況の様子です。こちらが畑などの方でございます。間に、ここに道があるんですけども、ここは字図上「道」となっていましたので、里道ということになります。で、奥に建物がございまして。こちらは中を確認することが出来たのですが、農業用施設として乾燥機などが残っておりまして、農業用施設であることが間違いないので、3条許可は問題無いものと考えております。〇です。こちらは、まだ何も植えていませんが、農地として確認出来ています。この方は東京から移住してこられるということで、営農が出来るかなあということで、7月6日に会長・副会長と事務局で、面談を行いました。非常に意欲的で、こんな風にして育てたい、とかいう御意向を伺いましたので、許可をするには問題無いかなと考えております。

ではページ変わりました42番です。大字花月〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が322㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人が日田市伏木町の〇さんです。遠方に居住しており管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて新規に就農したいとのことです。このお二人は御兄弟でして、お兄さんが土地の目の前に住んでいる弟さんに農地を譲りたい、ということでございます。場所ですが、伏木町公民館からもう少し奥に行った赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。この〇、こちら側に譲受人の方の住宅がございまして。現況の写真、このようになっております。一部、コンクリートか石か何かで括られていて、この画面の見切れているところですね、かつて池として使っていたところがあるようなんですが、現在、池というわけではなく、土が入っていて、全面農地であるという風に考えられますし、こ

<p>調査委員長 (美野英俊)</p>	<p>こで今後、畑として使っていくときに、水を一時溜めて、といった使い方も、したいようでございますので、このままで良いのかなあ、という風に考えております。</p> <p>それでは現地調査に、ご同行いただいた調査委員長から御意見をいただこうと思います。</p> <p>私の方からちょっとですね。たまたま小野君と太郎良君が来ましたが、その前にですね、私は、対岸に行ってから見ております。32番の〇さんから〇さんにやる分ですね。農地そのものは、いいんですけど、その下側の家の近所が、かなりですね。もう崩れておってから、これは災害でないと、災害復旧工事で直さないと、ちょっと無理と思います。この現場も、ちょうど橋の欄干が詰まってですね。それが邪魔してから、この申請時に、少し砂利が、というか砂が上がっております。それを見かけました。</p> <p>それと余談ですけど、この〇さんですね。40番。この方がトタン葺きの家を買っておりますけど、今、以前と違っていて、生活様式が変わったもんだから、火を焚けば問題無いと思いますけど、火を焚かなきゃあ、ちょっとですね、中が、不安に、私自身は思いました。そういうことに、ちょっと気がつきました。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。農地法3条につきましては資料No.1の1ページから3ページまでです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査・現地調査で該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局の報告、また調査委員長の報告にあるように、2点ほどですね。ちょっと調査委員長さんが、どうかなあ、というところがありました。許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言いただきたいと思っております。</p> <p>はい、原田委員どうぞ。</p>

<p>17番 (原田文利)</p>	<p>17番 原田ですけども、下限面積の撤廃によって、今回多くの案件が上がってきています。その案件見ると、もうほとんど、もう小さな面積の方がおりますし、たまたまもう家の隣接だから一緒に管理したい、ということで農地の保全とか管理の意味ではですね、今度、下限面積撤廃したのがいいかなと思うんですけども、実際、その人が実際就農する、就農するとかいう項目も結構あるんですけどね。実際農業者として位置づけが、実際今後どうなっていくか、その辺の何か、クエスチョンマークが付くような感じに思うんですけども、その辺は、農業サイド、まあ今日は農業委員会ですけども、もう農家としての位置づけになるかとかですね、もう300㎡とか2～3㎡とかいう方を農地として取得していく案件が多い中でですね、問題はない、そういった3条としては問題はないかと思うんですけども、そういった農業振興とか、農家の位置づけとして、ちょっとどうかなあ、という疑問に持ちましたので、何か回答があればお願いしたいと思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>お一方の方は副会長と一緒に面談いたしました。東京の方でございましたけど、本当にこの方はですね、有機農業とかですね、そういう感じに素晴らしい考えをお持ちの方で、耕作もしていくということでございましたし、「有機農業の会」とか何か有って、いよいよの時はその人たちと一緒にされるということだったんです。41番ですね。その方は、そう言っておられましたし、意欲は相当感じる事が出来ましたので、今持ってる機械も刈り払い機だけでございました。41番はですね。そのあと、耕運機もトラクターとかいうのも持っておりませんでしたので、仲間の方と一緒にされるそうでございました。</p> <p>あとですね。下限面積撤廃によってする方々はですね、やっぱり営農計画書というのをしっかり出しておりますので、その計画書のとおりにしていくところを信じていくしかございません。以上でございます。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>営農計画書を出して就農するということですけども、実際は宅地に付いた中で、やるとしても家庭菜園的なところが多いかと思うんですよね。そういった場合は、もう、逆に、5条で申請とかいう考えは、あるんですかね、できるんですか。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>5条で、ということですが、確かに家庭菜園というのが、取扱いが非常に難しいところで、申請者が、農地として、畑として、もしくは田んぼとして使いたいんだ、ということであれば、3条になる可能性が高いです。しかし家庭菜園として、庭の一部だったり、庭の延長線上で使う可能性がある場合は、5条で整理をするようになろうかと思えます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>いいですけど、なかなか判断が難しいかなと。当分、案件が多くなると思います。まあ、ちゃんと、今後どうしていくか、また考える時期が来るかなと、ちょっと思ってるところです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>地元に農業委員のいる方は、時々見ていただけるし、農業委員とか推進委員の方々にですね、時々こういう場所は守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。 何か、ほかにございませんか。 湯浅委員どうぞ。</p>
<p>9番 (湯浅正徳)</p>	<p>9番の湯浅です。番号40の、先ほど美野委員が言ったんですけど、〇さんが来られるということなんですけど、この家はもう買ったんですか。それとも、今から買うんですか。それと一緒に、隣接の土地も一緒に買うんですか。家についても、もう家を買ってたわけですね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>申請の段階では、まだ契約の話を進めているというところだったので、実際「買いました」という段階ではなかったようです。ただ3条の許可が無いことにはですね、農地を譲り受けられないので、それと合わせてタイミングを見ながらということでした。</p>

<p>9番 (湯浅正徳)</p>	<p>はい、分かりました。自分の地元なもんで、この家もですね、もうかなり何十年か、もう居ないんですよ。空き家の状態で、で、まあ若い方がこちらに来られて、一緒に百姓をするというんだったら、別に問題無いと思いますけど、かなり手を入れないと、家の方がですね、厳しいんじゃないかと思います。土地そのものも、畑で何をつくるか分かりませんが、あんまり広くないので、多分百姓だけではやっていけないと思いますけど、自家菜園としてですね、するんやったら別に問題無いかなとは思いますが。以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 他に何かございませんか。はい、それでは無いようでございます。 ありませんですね。無かったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 御承認いただけますでしょうか。御賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。 引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。7ページですね、事務局は説明の方をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。それでは事務局の方から説明させていただきます。 議案書は7ページになります。議案第2号、農地法第4条についてです。今月は、3件申請がございました。まずは番号12番から説明いたします。 こちらの案件は、先月の総会で許可をいただいております申請人が〇さんの案件となります。前回の総会でありましたとおり、違反転用の経緯を、担当の行政書士を通じて調べておりますので、御報告したいと思います。</p>

先に、申請内容の方を説明させていただきまして、その後に確認した内容をお話ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、申請内容を説明いたします。

対象農地は大字有田〇、地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は65㎡の第二種農地です。

申請人は中尾町の〇さんです。申請理由は、既に車庫及び倉庫を建設しているものの、許可を得ていなかったため申請するものです。こちらは追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。申請人が、今回と前回、転用の申請をしておりますのは、3条による農地を取得するためのものであります。そのために、違反状態の農地を解消しているところがございます。今回の案件で2回目の申請となっておりますが、もう1件ですね、牛舎を建てておる農地がございます。こちらは、今回、農振の除外の議案も上がっておりますが、そちらの中にも出ております。用途の変更を行いまして、今、畑となっておりますが、そこを農業用施設へ変更いたしまして、その後、また4条申請、追認をさせていただくような形になります。それでは場所の説明をいたします。こちら、赤い丸で示しているところが対象の農地となります。こちらが航空写真です。続きまして、こちらが字図です。こちら左上にございますのが、先月の総会で許可をいただいた農地となっております。こちらが現況写真です。この赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。それではですね、現在の状況に至った経緯の方を説明させていただきます。まずはですね、今議案に上がっておりますこの車庫兼倉庫の方から説明したいと思います。こちらスクリーンに出ております図なんですけども、赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。そして、この形をした黄色の部分、これが現在、車庫兼倉庫が建っている部分となっております。申請をしたこの農地と、もう1筆ですね、こちら三角形にございますが、雑種地ですね、〇様の雑種地というカタチとなっております。それと、もう1筆こちら、こちら〇さん、弟さんになるんですけども、そちらの宅地にかかっております。あとはですね、今、真ん中に水路が通っております、合計4筆に跨るカタチで、建物が建っております。

こちらの出来た経緯なんですけれども、申請人の〇さんが昭和60年頃、この赤の囲んでいる申請地の方に、10㎡ほどの農業用倉庫を作っております。当時は、この北側の先端部分に倉庫があったんですけども、中に農業用機具などを入れておったんですけども、年々、倉庫が手狭になってきたことございまして、どんどん自分で、建物を大きくして行って広げていっております。で、最終的に現在の形になりましたのが、平成27年頃にこ

の車庫兼倉庫、今のこの大きさの建物になっております。写真では、このようになっております。建物正面がこちらですね。この下が、建物を右から見た写真になっております。こちらが建物を後ろから見た写真、さらにこの下の4番目の写真が宅地方向から見た建物の写真となっております。こちらの建物を建てるにあたっての申請・許可などについてなんですけども、御本人様が御自身で建てられたんですけども、当時農地転用並びに建築基準の関係の書類ですね、あとは水路の占用などの承認などに関しては、本人は、承知していなかったということで、どこの機関にも、そういった届出、申請などはしてない状態で建てられておりました。こちらが車庫兼倉庫の経緯となります。

続いて、主屋です。御本人さんが住んでいらっしゃる先月の案件で上げさせてもらったところの経緯になります。こちらは主屋がございまして、付属の施設として、倉庫と倉庫兼住居と建物倉庫がございます。4棟、この筆にございます。まずは、こちらの土地なんですけども、この大きい956㎡あるんですけども、もともとは、○という地番だったんですけども、こちらは昭和48年の国土調査の成果でですね、合筆しまして一緒になっているんですけども、南側に○番という土地がございました。それと合筆しまして、もともと127㎡だった土地が956㎡に変更されて、今に至っております。建物に関してなんですけども、まずこちら主屋の方ですね、こちら「主」と赤で書いている建物なんですけども、こちらは申請人の祖父が、昭和30年頃に、もう既に家を建てておられて、それを取壊しております。取壊した後、昭和50年頃、その跡地に、申請人の○さん御本人が、今の住宅、家を建てております。こちら一番上の写真ですね、このような形で今、住宅が建てております。

続きまして、この附属施設、「附①」と書いてある建物なんですけども、こちらは○さんの曾祖父が、文政13年頃に建てていた蔵があったらしくて、それを取壊しまして、○さんの祖父が、昭和30年頃に、倉庫を建てております。こちらは廃材などを利用して、御自分で建てて、現在に至っておるということでした。この2番目の写真が、その建物の写真となっております。

では続きまして、附属の建物こちら「附②」と書いてある建物です。こちらは、申請人が、若い頃、幼少期の頃になるんですけども、牛小屋兼堆肥倉庫が建てておったそうです。こちらは昭和50年頃にそれを取壊しまして、申請人の○さんが、平成元年にその跡地に、木造二階建ての倉庫兼子供部屋を建築したというカタチになっております。写真でいいますと一番下の3番目の写真です。こちらを建設して、今に至っております。

最後に、こちら附属の③です「附③」と書いてある建物なのですが、こちらはですね、申請人の〇さんが、昭和50年頃、脱衣室兼乾燥室ということで、建物を建てております。現在は、物置として利用しているような状況でございます。写真は、一番上のこの写真になります。これが今、もともと脱衣室兼乾燥室で作っていましたが、今は倉庫として利用されているということです。こちらの案件の建物につきましても、先ほどのものと同様に、申請に関しては、本人が、全く承知してなかったということで、どこにも申請などは出してない状態で建てられております。

説明は以上となります。

では続きまして、13番の方に参りたいと思います。

こちらですね。申請地は西有田の大字西有田の〇、地目は台帳 田、現況 畑です。面積は396㎡の第二種農地です。

申請人は、財津町の〇さんです。申請理由は、申請地を資材置場として利用したいとのこと。こちら場所なんですけれども、この赤い丸で示したところで、付近には大分キャノンさんの工場がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。こちらが現況写真です。

続きまして番号14番にまいります。申請農地は大字三和〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積は1,746㎡の第三種農地です。

申請人は中ノ島町の〇さんです。申請理由は、申請地を宅地分譲用地として利用したいとのこと。こちら場所なんですけれども、この赤い丸で示したところになります。申請地の北側には大分自動車道等がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。こちら申請地の左側ですね、こちら西側にある土地なんですけれども、こちら〇さんの田となっておりますが、こちらは、既に転用の方を申請していただいて許可が下りております。ただ地目の変更をしておりませんでしたので、今回の非農地の方で申請が出ておりますので、そこで地目の変更などを行うようにしております。続きまして、こちらが現況の写真となっております。こちらの案件なんですけど、ちょっと私ども、こちら4条で〇さんから申請が出たということに、ちょっと違和感というか疑義がありましたので、いろいろ確認をしたところなんですけれども、〇さんは、農地の適格法人ではございませんので、本来なら農地を持つことがおかしいのではないかと、という考えからですね、私どもで調べたんですけど

も、こちらですね、○さんが農地を取得した経緯を、まとめておるんですけども、まず1番目ですね、国道の212号の拡幅工事によりまして、○さんが所有しておりました土地が、買収の対象となっております。こちらですね、②なんです、○さんはですね、買収ではなくてですね、代替地の方を要求されております。こちら赤で書いておりますが、代替地を要求した場合なんです、土地を要求した方が御自分で代替地となる土地を探しまして、土地の所有者さんと協議して、契約の合意などをとりまして、契約が出来る状態に、自らする必要がございます。で、土地を○さんが探しまして、③で大字の三和○を代替地といたしました。土地の方が決まりましたので、今度は④です。代替地の所有者と、今回、県となっておりますが、国道212号は、県の方が国から管理を移管されておりますので、県の方が間に入っております。県と○さんの三者で三者契約を実施しております。土地の流れとしては、代替地の所有者さんから県の方にいきまして、県となっておりますが国の代行なので、国土交通省ですね。そこから○さんという風な流れになっております。このときにですね、代替地所有者さんから、国・県にいく分に関しては、問題は無かったんですけども、国・県から、○さんに土地が渡るときに、5条の申請というのが必要だったのですが、その申請は行ってないまま、契約が終わって、成立しております。その後ですね、この⑤なんですけども、所有権移転を実施しております。法務局の方にも提出しておりますので、代替地所有者から、国・県へ最初に所有権移転されまして、最後に、県・国土交通省さんから、○さんへ所有権移転が出来てしまったという状態です。そして⑥で所有権移転が、完了いたしまして、登記簿が完成しているような状況になっております。今回の案件ですね、ちょっと我々だけでは判断が難しいところがあったので、一応、大分県の方にですね、この案件、どう対応していくか、というのを確認させていただきました。大分県の回答としてはですね、4条の申請につきましては、もう必要な書類ですね、4条に、必要な書類が全て揃っておりますね、審議・審査出来る状態であれば、受け付けをいたしまして、その出た書面を見てですね、許可が出せるかどうかを確認をして、許可を出して欲しい、というような回答をいただいておりますので、今回、○さんから、必要な書類というのは全て出ております。登記簿につきましても、正式な法務局の方で作成して、発行したものが出ておりますので、この出た書類をですね、見て、我々は審査・審議をしていただくしかございませんので、今回出た書類自体はですね、間違いのないものでございまして、許可をするには、問題無い書類が出ておりましたので、今回、議案に上げさせてもらっているところでございます。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、どうぞ。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>あのですね、今回のこの案件はですね、もう書面上ですね、今回出ている書類に関して、どこもその不備がございません。チェックシートにも書いてあるんですけども、どこもその該当する部分がございますので、これを許可不要とすることが、まず出来ない、というのが、回答になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>木藪委員、解りましたか。そういうことです。事務局の方としてはですね、県の方に確認のために、こういう事案を、もし農業委員会にかけの場合ですね、打診したそうです。で、それが返ってきたのが</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>そう、はい。返ってきましたメールの方で返ってきました、先週の金曜日ですね。回答が、もうギリギリで返ってきました、なかなか、こういった事案というのも、県の方も無いということで、なかなか苦慮したみたいなんですけども、農地法4条の審査の性質上、形式的な審査、審査ということですので、まあ書類ですね、出てきた書類、それにも問題が無ければ、許可を出すというのが流れになっておりますので、今回ですね、不備になるようなものはございませんでしたので、許可というカタチになろうかと思えます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>17 番 (原田文利)</p>	<p>県に尋ねたから、こういったカタチで、4条であげてください、ということになってしまったのですか。もう全くあげなくてもいいじゃないですか。地目変更は出来てないけど、もう所有権移転しているから、あと造成が終わって、法務局に、現状は、もう地目変更だけを手続取れば、それは、農業委員会は、絶対通してください、ってなるわけですか。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>そうですね。許可書が無いとですね、多分、田のままになっておりますので。</p>
<p>17 番 (原田文利)</p>	<p>それは法務局が、それは、もう県がこういった代替地を提供したという証明じゃいかんとですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、駄目ですね、はい。今、〇さんが、田として持ってらっしゃるので、そこにその宅地のように、宅地になるのですね、使うということなんで、そのままでは、もう、法務局の方で変更の許可が下りないので、今回、申請を上げているようなカタチになっております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、もうよろしいですか。</p> <p>中島委員、どうぞ。</p>
<p>14 番 (中島浩司)</p>	<p>14番の中島です。形式的なこと、手続ということですよ。で、それはもう、もう完了しているから仕方ないと思うんですけど、今後、こういう絡みって、1回やると、出てくると思うんですよ。だから、4番のところですよ。そこら辺を、今後、やっぱり、ちゃんと5条申請してくださいよ、とか、そういうチェックの目を光らせる、っていうことが、今後必要になってくると思うんで、今回の件に対しては、もう形式的な、通すしかないと思うんですけど、今後やっぱり、これっていうのは、きちり、やっぱり〇さんの方にもですね、伝えるなり、県の方にも厳しく、きちり対応してください、ということをやった方がいいと思います。じゃないと、後々、いろんなことで大きな問題になることもありますよ、ということをやった方がいいと思います。以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>先ほどの件なんですけども、県の方はですね、今回この回るようなところが問題があるというのは、解っていたいてきましたので、大分県の方からですね、同じ、日田土木事務所の方には、今回、この三者契約とか、こういった用地の買収とかで、代替地の三者契約とかする場合ってのは多々有るそうなので、県の方からですね、日田土木事務所の方に、再発防止のためですね、通知というのをを行うという風には、お話を伺いましたので、こちら、また、あの、はい、こういったことが起きないように対策をとらせていただいておりますので、また、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>やっぱり、それ、私思うんですけど、文書で農業委員会事務局に送っていただかないと、メールとかでですね、県の回答とかにしてもですね、じゃないと、ちょっと私は、問題が出てくると思います。今から文書でください、ということ、事務局の方からよろしいですか、県の土木事務所と合わせて。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、分かりました。 こちらから、またお話ししたいと思います。</p>
<p>17 番 (原田文利)</p>	<p>また、話はちょっと前に戻るんですけど、要は農業委員会の方から、県の農業委員会の方から土木事務所には指導といったことをするというんですけど、要は三者契約する時点で、本来、代替地としては、事業用地としては、宅地だったら宅地なんです。それを、農地を持ってない人に代替地としてやること自体が、本当は問題なんですよね。だからその辺、そういった事例が起きたときは、必ず、まず農業委員会とかに相談に来ないかんたんですよね。だからその辺を、逆に、当然そういったカタチの指導をすると思うんですけども、逆に、そういった農業委員会に、必ず代替地を提供するときは、事前に相談を受けること、ということも、当然入っていると思うんですけど、その辺は、一応確認しとってください。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>分かりました。 ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>横田委員、どうぞ。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>3番 横田ですけど、今、原田委員が言いましたように公共事業なんでですね、非常に難しいと思います。私もこういう案件を取り扱ったことがありますので、一応、登記が出来ておるということであれば、土木事務所、県庁の方も日田土木事務所にちゃんとそういうことを伝えます、ということなんで、次回の農業委員会に県の方から、ここに来て説明をしてもらうか、公文書で、県庁内で通達文書を出すと思うんですね。その文書を出した控えを農業委員会の方にも、出してもらえば、あとこういう問題は、何とか、事前に知ることができると思うので、公文書か何かで農業委員会の方にも通達文書をいただいたらどうかなと思います。以上です。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、先ほど横田委員からいただきましたとおり、一応、県の方がですね、県土木の方に指導なりする、その文書ですね、その写しの方はですね、正式にいただきたいと思いますので、また、いただきましたら、また皆様にも御報告をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>この14番以外でも結構ですが、よろしいですか</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、調査委員長の方から一言お願いしたいと思いますので、お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (美野英俊)</p>	<p>4条の申請についてですが、もう今後ですね、212号線に沿いまして、かなり、こういう形が出てくるんじゃないかなろうかと、考えております。特に国交省、県が絡んだ事案が出てくると思いますので、農業委員としてもですね、かなり厳しく、やっぱ、今後、対応しなくてはならないと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい、ありがとうございました。それではですね、チェックシートの方にまいりたいと思います。チェックシートの方ですね、4ページから5ページにわたって4条のチェックシートがございます。こちらですね。チェックシートのどこにも該当しない、ということが許可の要件になっております。今回ですね。どこにも該当しておりませんので、許可を出す分には問題無いかと思います。事務局からは、以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>皆さんの中で何かあれば、御発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>無ければこの件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただきますでしょうか。御賛同いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして9ページです。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。それでは、議案書のですね9ページ、議案第3号、農地法第5条について説明いたします。</p> <p>今月は、3件申請が上がっております。</p>

まずは、番号22、大字高瀬〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積は441㎡の第三種農地です。

こちら貸人は誠和町の〇さん、借人は大分市の〇さんです。申請地を借り受けまして、一般住宅として利用したいとのことです。こちら場所なんです、赤い丸で示した、この部分になります。近くには、日田高瀬郵便局などがございます。こちらが航空写真です。今回この赤い四角で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらの農地ですね、もともとこの青の大きい枠、この部分の土地でしたが、今回、宅地・住宅を建てるに当たりまして、この赤の部分に分筆しております。そしてですね、こちらの黄色でちょっとL形に細長く、囲んでいる部分がございますが、こちらですね、北側に住宅がございますが、住宅のですね一部、塀などがですね、農地の方にちょっと入っておるというのが、今回測量したときに分かりまして、今回このL形に、現在また分筆しております。こちらはですね、もう既に、塀などが、少し入っておりますので、また別件で次の総会以降にですね、4条の追認という形で、このはみ出た部分は上がってくるような形になっておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、こちらが字図となります。こちらが現況の写真です。

では、続きまして番号23番にまいります。対象農地は、大字石井〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積は283㎡の第三種農地です。

譲渡人は藤山町の〇さん、譲受人は緑町1丁目の〇さんです。申請地を譲り受けて、一般住宅として利用したいとのことです。場所はですね、こちら赤い丸で示したところになります。近くには長者原団地などがございます。こちらが航空写真です。続きまして、こちらが字図となっております。こちらが現況の写真です。

続きまして、議案書の10ページにまいります。

番号は24です。対象農地は大字竹田〇、地目は台帳・現況ともに田となっております。面積は847㎡の第三種農地です。

譲渡人は下井手町の〇さん、譲受人は日高町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、宅地分譲用地3区画分として利用したいとのことです。こちら場所なんです、この赤い丸で示した部分になります。北側には市営刃連町住宅がございます。こちらが航空写真となっております。続きまして、こちらが字図です。こちらが現況写真です。こちらの現況ですね、こちらを見てわかりますとおり、現況の今ある道よりか、だいぶ低くなっておりますので、土を盛りまして、高さを、こちらの道路に合わせるような形になります。1.6mほど地を上げるよう

<p>調査委員長 (美野英俊)</p>	<p>なカタチになっております。 では、説明は以上となります。それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から、御意見をいただくと思います。よろしくお願いします。</p> <p>事務局の言われるとおりですね。かなり嵩上げしなければならぬと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、チェックシートにまいります。チェックシートはですね6ページ目から7ページ目でございます。要件に該当しないことが許可の条件となっておりますが、どこにも該当しておりませんので、許可を出す分には、問題無いと思います。事務局からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。今のですね、5条の関係でございますが、何か質問のある方は挙手をして、質問してください。よろしいですか。はい、ありがとうございます。無ければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただきますでしょうか。御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは調査委員長さん、終わりでございますので一言お願いします。</p>
<p>調査委員長 (美野英俊)</p>	<p>広範囲でもありましたが、大変な仕事でございます。皆さん、今後とも、私は今回でちょっと退任の方向に持っていくんですけども、どうか、皆さん方、頑張っていていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではですね議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規6件,再設定4件、中間管理事業一括方式新規3件、中間管理事業一括方式更新1件、解約9件、中間管理事業解約5件でございます。</p> <p>議事参与の方がおられますので、退出の方、お願いしたいと思います。</p> <p>○委員ですね。それと○番の○委員のお二方は、申し訳ございませんが、退室の方をお願いいたします。</p> <p>(○委員・○委員 退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>14番○委員の件でございます。12ページから13ページ、No.282から284、15ページ No.288借り手○。それとですね、○番○委員でございます。16ページ No.289、借り手○でございます。</p> <p>これら議案を先に審議したいと思います。この件に関しまして、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。承認したいと思います。</p> <p>(○委員・○委員 着席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、○委員の関係と、○委員の関係の件以外でですね、それぞれの委員のエリアにおいて、御確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手をして御発言願いたいと思います。何かございませんか。よ</p>

<p>17 番 (原田文利)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ろしいですか。 原田委員、どうぞ。</p> <p>ちょっとわかっている範囲でいいですけど、池辺の関係、〇さんね。耕作しよった方が亡くなって、あと土地を返還するということですが、そのあと、誰か担い手というのは、そういった情報入っているんですか。もう、それか自作、本来の所有者が自作するとか、そこまでは農業委員会は、分かっていたら教えてください。</p> <p>これらについては、解約になる理由の中にはですね、自作を行うということは、わかる範囲では入れております。</p> <p>他に何かございますか。よろしいですか。</p> <p>はい、それじゃですね、農業経営基盤強化促進法第88条第3項の確保及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。御意見が無かったら、御承認いただけますでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして、25ページです。 議案第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、16件でございます。除外が14件、用途変更2件でございます。 事務局をお願いします。</p> <p>はい。では、私の方から説明いたします。 議案書の25ページ、議案第5号になります。日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見につ</p>
--	---

いてとなります。

農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際には、農業委員会の意見を聞くものとして定められており、日田市長、担当は、農業振興課になりますが、そちらから意見を求められております。今回は除外が14件、用途変更が2件、合計16件ございます。

それでは順番に説明いたします。

まずは、番号1、大山町西大山〇と〇、地目はどちらも台帳 畑、面積が380㎡と1,588㎡です。

申請人は大山町の〇さん、後継者が地元になく、戻ってくる見込みもないので、今後、農地として利用することが困難になったので、植林し、山林として管理していきたいとのことです。こちら場所ですが、赤で丸を示した部分となります。近くには、響トンネルや旧鎌手小学校がございます。はい。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真です。こちらは〇の現況写真となっております。こちらが〇の現況写真です。

続きまして番号2にまいります。申請地は上津江町上野田〇、地目は台帳 田で、面積は794㎡です。

申請人は大分市の〇さんです。後継者がいなく、農地として管理が困難なため、山林として管理したいとのことでの申請です。場所ですが、こちら赤い丸で示している箇所になります。こちらは航空写真です。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真となっております。

では、続きまして番号3にまいります。

申請地は大山町西大山〇、地目は台帳 畑、面積は1,886㎡です。

申請人は大山町の〇さんです。高齢のため、耕作が出来なくなり、後継者もないため、耕作が困難なため、植林し、山林として管理したいとのことです。こちら場所なんです、この赤い丸で示した箇所になります。近くには、日田消防署の大山出張所がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真です。

続きまして番号4にまいります。

対象地は大字求来里〇、地目は台帳 畑、面積は928㎡のうち500㎡となります。

申請人は神来町の〇さんです。自身の息子夫婦の住宅用地として、土地の一部を利用するための申請です。申

請地は第一種農地となっておりますが、一種の不許可の例外、集落接続、に該当することを確認しております。場所ですが、こちら赤い丸で囲んでいる部分です。近くには、大原の郷や日田葬斎場がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。こちら、赤の外側ですね、外枠の部分が対象農地全体ですが、今回は、内側の赤ですね、赤で囲んでいる分、こちらが対象となっております。こちらが現況写真です。こちら赤の外側が農地全体となっておりますが、今回申請がございましたのは、内側の赤い線で囲んでいる部分の500㎡となっております。

続きまして、番号5にまいります。

こちらですね、番号5から10までは、同一の申請理由としておりますので、まとめて説明をさせていただこうと思います。

先に申請の理由から説明いたします。こちらですね、対象地を老松酒造株式会社の工場増築用地として譲渡するため、今回申請しております。こちらですね、5から10までの農地は、第一種農地となっておりますが、こちら第一種の不許可の例外で、既存施設の拡張に該当することを確認しております。

それではですね、申請地と申請人の説明をいたします。

まずは、番号5から説明いたします。こちらの航空写真を使って説明したいと思います。申請地は大字大肥〇、地目は台帳 田、面積が2,269㎡のうち、1,338㎡です。

申請人は、大鶴町の〇さんです。こちらの前の航空写真を見ますと、こちら5番の農地となります。1筆では、この黄色の部分も含めて、1筆となっておりますが、今回はこの赤で囲んだ部分の申請が出ております。

では、続きまして、番号6です。申請地は大字大肥、〇と〇の2筆です。地目は2筆とも台帳 田、面積は2,191㎡と、1,171㎡です。申請人は、大鶴町の〇さんです。こちらの6番の、この部分ですね、この2筆が対象の農地となっております。

続きまして番号7です。申請地は大字大肥〇、地目は台帳 田、面積は895㎡です。

申請人は大鶴町の〇さんです。こちら7番の農地となります。

続きまして、番号8番にまいります。申請地は大字大肥〇、地目は台帳 田、面積は304㎡です。

申請人は大鶴町の〇さんです。農地は、こちら8番の農地となります。

続きまして、番号9番です。申請地は大字大肥〇。地目は台帳 田、面積は528㎡です。

申請人は大鶴町の〇さんです。こちら番号9、この農地となります。

続きまして番号10です。申請地は大字大肥〇、地目は台帳 田、面積は1,193㎡です。

申請人は大鶴町の〇さんです。申請地は、こちらとなっております。

続きまして、字図の方に行きたいと思えます。こちらが字図です。こちらが現況写真です。5番の〇の現況写真となります。こちらが6番の〇と、〇の現況写真となります。こちらが7番の〇、8番の〇、9番の〇、10番の〇の現況写真となっております。

では、続きまして番号11にまいります。申請地は、大山町西大山〇、地目は台帳 田、面積は70㎡です。

申請人は大山町の〇さんです。既に許可なく宅地の一部として利用しており、今後、農地法の転用許可を得るために申請を出しているものです。また、転用許可にあたりましては、追認となりますので、始末書の方を徴取するカタチとなります。場所ですが、こちら赤い丸で示している部分です。近くにはミニストップ日田鎌手店や鎌手のコミュニティセンター、鎌手郵便局がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こちらもスロープが出来ておまして、こちらに左側、ちょっと写真では見えませんが、御自宅といえますか、家がございますので、そちらに上るためのスロープが、既に出来ているような状況です。

続きまして、番号12にまいります。申請地は、大字渡里〇、地目は台帳 畑、面積は287㎡です。

申請人は清岸寺町の〇さんです。申請理由は、隣接所有者へ事業拡大用地として譲渡するため申請しております。こちらです、一種農地となっておりますが、一種の許可の例外の宅地拡張、ということで、確認をとっております。場所ですが、こちら赤い丸で示しているところが対象の農地です。近くには、JAおおいたさんの梨選果場がございます。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。

では続きまして、番号13にまいります。対象地は、大字小迫〇、地目は台帳 田、面積は1,385㎡です。

申請人は朝日町の〇さんです。申請地を、〇の建て替え用地として、譲り渡すための申請です。場所は、こちら赤い丸で示しているところになります。こちらです、申請地は、一種農地にあたる部分なんですけども、今回申請いただいた場所なんですけど、一種農地でもありますが、三種農地としての要件も満たしております。

す。この場合ですね、一種農地と三種農地が両方該当する要件を満たしている土地がある場合は、三種農地の方を優先して区分されるという風になっておりますので、こちら三種農地ととして取り扱っております。三種農地として該当する理由なんですけども、こちらですね、この農地の付近に、上水や下水、またはガス管ですね、そのうち2種類以上が埋設されておまして、その土地に、容易に供給できるようになっていることと、道路ですね、幅員4メートル以上の道路が通っていること。あとは、この農地の付近に、教育施設や、医療施設、そのほか公共施設などが、2つ以上ですね、存在することでございますので、今回、朝日小学校と、朝日公民館、この2つの建物がございまして、その要件を満たしておりますので、三種農地とさせていただきます。それでは場所の説明をいたします。こちら赤い丸で示しているところで、近くには、先ほどお話ししましたが朝日小学校や朝日公民館がございまして、こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。

では、続きまして番号14にまいります。申請地は天瀬町塚田〇、地目は台帳 畑、面積は1,283㎡です。

申請人は、天瀬町の〇さんです。農作業が困難になってきたことから、植林して、山林として管理したいとのこと。場所は、こちら赤い丸で示している部分です。近くには五馬中学校がございまして、こちらが航空写真です。こちらが字図です。続きまして、こちらが現況の写真となっております。

では、続きまして番号15にまいります。対象地は、大字有田〇、地目は台帳 畑、面積は1,014㎡です。

申請人は、日田市中尾町の〇さんです。既に、許可なく畜舎を建設しており、今後、農地法の転用許可を得るために申請しているものです。また、こちらは、転用許可にあたりましては追認となります。先ほど、ちょっと4条の案件で話したところとなっております。場所ですが、こちら赤い丸で示している部分です。南側には、大分自動車道が通っております。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が対象地となります。こちらが字図です。こちらが現況写真です。既に畜舎ですね、もう牛舎が建っておるような状況となっております。

続きまして、番号16です。対象地は、大字山田〇、地目は台帳 畑、面積は4,748㎡です。

申請人は、日田市朝日町の〇さんです。申請理由は、農業用施設、牛舎などを建設するために用途変更を行う申請です。場所は、こちら赤い丸で示している部分となります。近くには、朝日小学校やバイオマス資源化センターがございまして、こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>以上16件ですが、これらの案件につきましては、各地区御担当の推進委員さんの方に確認をしていただき、除外することについては、問題無い旨を伺っております。</p> <p>私からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>この件はですね、現地調査に6月20日に、私が参りまして事務局と一緒に行きました。一応、もう農振を除外してもですね、よろしいかなというところでした。</p> <p>それじゃですね、今、事務局の言う通りですね、議案第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更につきまして、16件でございますよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>17 番 (原田文利)</p>	<p>はい。ちょっと老松酒造の関係で、ちょっと補足的に説明しておきましょう。圃場整備済みのもう一種農地で、もう中畔も全部取ってですね、もう1枚が5,000㎡を超える面積です。そこについては、中間管理制度を利用して、もう大肥郷が、今、耕作してるところですけども、実は、前から相談あってですよ。老松酒造がもう非常に老朽化して、建て直さないといけないという中で、今回、その建物を壊して建て直すことは出来ませんが、規模拡大ということで、北側の方に敷地を拡張して、工場を建設する計画です。農地としては、良好な農地ですけども、水路関係は一番の末端ですから、水路関係では問題ないということと、また企業としては、我々つくった麦を、麦焼耐用の原料として買い取ってくれる企業でありますし、農業振興上、もう地域としては無くてはならない、企業であるし、また、そこに車がいっぱい停まってまして、従業員相当抱えた企業でありますので、地域と</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>しては、しょうがないかなという風なところでございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>明日、農振の委員会がございますので、そこで決まりますので。</p> <p>はい、それではよろしいですね。16件、除外14件、用途変更2件でございます。変更いたします。</p> <p>27ページ、議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、3件でございます。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>それでは議案集27ページ、議案第6号 現況証明書の発行についてです。今月は3件申請が上がっております。</p> <p>まず23番、中津江村合瀬〇ほか2筆で、登記地目は田、現況は原野、面積は合計で3,253㎡です。</p> <p>申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。場所ですが、中津江振興局から鯛生金山へ向かう途中、南側の山へ入った先の集落になります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真です。次が〇と〇の現況の写真です。こちらは〇側に寄った写真になります。</p> <p>続きまして24番、大字石井〇で、登記地目は畑、現況は山林で、面積は82㎡。</p> <p>申請人は広島県の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。場所ですが、中川泌尿器科から入ったところから、石井の警察官駐在所へ向かう交差点のあたりになります。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、こちらが字図です。現況の写真は、このようになっております。こちらは川の方からの写真です。周囲の地目が、既に宅地になっていることもあり、他の農地との集約が困難なため、非農地であると判断しています。</p>

	<p>続いて25番、大字三和〇で、登記地目は田、現況は雑種地で、面積は378㎡。</p> <p>申請人は中ノ島町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地、に該当するものです。場所ですが、想夫恋花月店さんの道路を挟んで向かい側になります。航空写真で見ますと、このようになっています。こちらが字図です。現在の状況は、このようになっています。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区御担当の推進委員さんから御意見をいただこうと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>推進委員 (石川元和)</p>	<p>上・中津江担当の石川です。6月23日に、事務局と川津清則委員と隣接の中津江農林支援センターさんと一緒に現地調査に行ってきました。この画面じゃ判りませんが、田んぼを植えた跡が、チラッと見えたと思いますけど、そこが支援センターさんが植えているところです。ここですね。問題無いだろう、ということでしたので、よろしくお願い致します。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>三花・小野担当の諫山です。25番の件ですけど平成元年に5条申請を受けており、申請どおりの駐車場用地になっておりますんで、問題無いと思います。以上です。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>なお、本日欠席の高倉委員より、24番の非農地の件は問題無い旨を伺っています。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。この議案第6号 現況証明書の発行について、何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それじゃですね、議案第6号 現況証明書（非農地証明書）を発行いたします。ありがとうございました。</p> <p>続いての議案第7号が、取下げですね。</p> <p>次、報告第1号です。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について1件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局から報告)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、よろしいでしょうか。はい。続きまして31ページ報告第2号、農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について2件でございます。</p> <p>(事務局から報告)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。はいそれでは、7番のその他に入っていきたいと思います。事務局お願いいたします。</p> <p>(事務局から報告)</p> <p>(1) 農業委員任命式・全員協議会・臨時総会 日 時 7月20日(木) 午前11時30分～ 農地利用最適化推進委員委嘱式 日 時 7月20日(木) 午前15時～</p> <p>(2) 7月現地調査 日 時 7月25日(火) 午前9時～ ※ 調査委員のみ</p>

(3) 7月調査委員会

日 時 7月28日(金) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 7月定例総会

日 時 8月8日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

7月18日(火) 常設審議委員会(大分市) ※会長

(6) その他

・「6月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「6月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長
(武内義則)

これをもちまして、6月の定例総会を終わりたいと思います。
すいません。まだ任期は、7月、19日間でございますので、現地調査がございましたら、御協力方よろしくお
願いします。どうもありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 5年 9月 11日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 1 4 番